

## 伊藤進議員

### 第1 標題「市内小中学校へのコミュニティスクール導入について」

#### 1 回目の質問

只今、議長より許可をいただきましたので、令和5年12月定例会におきまして、市内小中学校へのコミュニティスクール導入について、一般質問をさせていただきます。コミュニティスクールについては、過去私の一般質問で3回ほど質問をさせていただきました。私が政治家として有権者の皆様に、キャンペーンプロミスとして挙げた、基本政策の一つが、市内小中学校へのコミュニティスクールの導入でありますので、本定例会においても質問をさせていただきます。

コミュニティスクールについては、名前は聞いたことがあってもどのような内容なのか、把握していない市民の方もいらっしゃると思いますので、コミュニティスクールについて、少し説明をさせていただきます。

コミュニティスクールという言葉が、公の場で最初に使われたのは、小渕内閣によって設置された首相直属の諮問機関「教育改革国民会議」においてでした。提唱したのは、慶応大学の教授・金子郁容氏です。

その後、コミュニティスクール構想は、平成12年に出された同会議の最終報告に盛り込まれ、平成14年度からは、国のモデル校による実践研究もスタートしました。これらモデル校での試行錯誤を経て、平成16年に「地方教育行政の組織および運営に関する法律」が改正され、コミュニティスクールは制度化されました。

学校がコミュニティスクールになるには、学校自らがその意思を表明し、市町村の教育委員会がこれを認めて「指定」する必要があります。すなわち、学校の「自主性」をベースにした制度といえますが、現実には教育委員会が主体となって、コミュニティスクールの設置を進めているケースも少なくないようです。

コミュニティスクールは、一言でいえば、「保護者や地域の声を学校運営に反映したり、参画したりして活動する学校」のことを指します。別名「地域運営学校」とも呼びます。具体的には、学校・保護者・地域の代表者などで構成される「学校運営協議会」を設置し、学校の運営の重要事項などを検討します。

このコミュニティスクールの導入は、令和4年時点で、全国小中学校の15,221校となり、導入率は42.9%となっています。山梨県では、80校の小中学校が、導入し導入率は、32.7%となっています。平成29年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法

律」の改正により、「学校運営協議会」の設置が努力義務化されたことを受け、令和2年の全国導入校9,788校、導入率27.2%、山梨県導入校47校、導入率15.7%と比べますと、飛躍的に増加しています。特に本県においては、倍増していて、コミュニティスクール導入への意識が高いことが伺えます。

コミュニティスクール導入のメリットとして以下のことが、取り上げられています。

- ・子どもたちの学びや体験活動が充実する
- ・子どもたちが地域の担い手として自覚が高まる
- ・地域人材活用により教育活動が充実する
- ・地域の防犯・防災体制等の構築と地域ネットワークが形成される等であります。

本市におきましては、平成30年6月に吉田小学校が本市教育委員会の指定を受けて、パイロット校としてコミュニティスクールの制度を導入し、本年で5年目を迎えております。コミュニティスクールの活動内容をコミュニティスクール通信として、定期的に保護者に配布し、また、回覧板にて地域住民に周知していると聞いています。

そこで何点かお聞きいたします。コミュニティスクールは、「学校運営協議会」を設置しますが、吉田小学校では、この協議委員会の委員は何名で組織され、どのようなキャリアの方が任命されているのでしょうか、また「学校運営協議会」の開催頻度は、年間どのくらいでしょうか、またコミュニティスクールの導入前後において、児童たちに変化はありましたか、またコミュニティスクールの導入について保護者や地域の皆様から、ご意見やご感想は寄せられていますか、お聞かせください。

過去のコミュニティスクール導入についての私の一般質問で、昨年12月定例会において、市内のすべての小中学校にコミュニティスクールを導入してほしい旨、質問をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の終息後に各学校や地域の実情に照らし合わせ、順次検討していくとの、ご答弁でありました。

政府は、新型コロナウイルスの感染法上の分類を本年5月8日から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げました。このような状況を鑑みの中で、本市各小中学校へのコミュニティスクール導入に関して、どのような見解をお持ちであるのか、お聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

## 1回目の教育長答弁

伊藤進議員の市内小中学校へのコミュニティスクール導入についての御質問にお答えいたします。

まず、吉田小学校の学校運営協議会における委員の人数及びキャリアについてであります。大学教授や小学校教員経験者といった有識者を始め、学区内の幼稚園、保育所、認定こども園等の代表者、保護者、地域住民、民生委員及びボランティア団体の代表者といった幅広いジャンルの方々に学校長を加えた、総勢9名で組織されております。

次に、学校運営協議会の開催頻度についてであります。定例会を年間2回開催しており、定例会以外には、学校の各種行事へ御参加いただくなかで、その御感想や御意見を学校運営に反映するよう努めております。

次に、コミュニティスクールの導入前後における児童たちの変化とコミュニティスクールの導入に関する保護者や地域の皆様からの御意見等についてであります。本市では、コミュニティスクール制度が導入される以前から、学校と保護者、地域の連携が図られており、規定の枠にとらわれずとも、コミュニティスクールと同等の地域連携による学校運営が実践されてきております。

そのため、コミュニティスクールを導入したことによる、劇的な変化は見られませんが、保護者や地域の方々からコミュニティスクールに関する御意見等はいただいております。

しかしながら、スクールサポーターとして、学校の各種行事へ御参加いただける保護者等や登校時の見守り活動に御参加いただける方が徐々に増えていることは、成果の現れの一つであります。

次に、本市各小中学校へのコミュニティスクール導入に関しての今後の見解についてであります。国が推し進めるコミュニティスクールの目指す姿は、既に本市においては実践されているものと考えております。

一方で、導入に関しては、努力義務とされたこと、また、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行し、感染状況が落ち着いたことを受け、本市の校長会から、コミュニティスクール設置に向けての前向きな意見をいただいたところでございます。

市といたしましては、吉田小学校への導入後、運営状況を検証しており、校長会や教頭会、教育委員会におきまして、視察研修や講習などによる研さんを重ね、着々と準備を進めてまいりました。

これらのことから、来年度には、吉田小学校以外の全ての市立小中学校におきましても、学校の主体性とそれぞれの地域の実状に合った形でのコミュニティスクールを導入し、地域一体で支える持続可能な富士吉田市の教育を推進してまいります。

以上、答弁といたします。

## 2回目の質問

2回目の質問をさせていただきます。

吉田小学校の学校運営協議会の委員の人数と、キャリアについてご答弁をいただきました。学校運営協議会を進める上では、地域学校協働活動推進員とよばれるコーディネーターの働きが大変重要になってきます。このコーディネーターは、学校や地域、教育委員会からの推薦を受け、任命されます。コーディネーターがつなぎ役となり、学校と地域の連携による多様な活動を進めていきます。具体的には、校内、学校間、教育委員会との連絡や調整をし、また校内教職員等の協働、学習ニーズの把握、調整、さらに、地域学校協働活動の運営・企画・総括をし、地域との連携に係る研修の企画、実施、先進校の視察などを担う役割を果たします。

吉田小学校の学校運営協議会では、どのような方がコーディネーターを務めているのかお聞かせください。また、このコーディネーターの方が企画し、コミュニティスクールを基盤として、地域連携による学校運営における具体的な実践事例は、何件あり、最も印象に残った地域連携の大切さを感じた事例がありましたら、具体的にお聞かせください。

「コミュニティスクールの導入前後における児童たちの変化は見られない、それはコミュニティスクールと同等の地域連携による学校運営が実践されていたからだ」とご答弁をいただきました。

先日私は、三鷹市教育委員会を訪ね、コミュニティスクールについてのお話を伺ってきました。三鷹市では、平成18年4月、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫校「にしみたか学園」を開園し、平成21年度までに、市立小中学校全22校にコミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育校7学園として開園しました。コミュニ

ティスクールの仕組みを導入したことにより児童生徒は、地域の多くの住民と顔見知りになり、地元へ愛着を持つようになった事、また、大学生になった子供が、教育者を目指すようになった事、後輩のためにボランティア活動をしたいという子供が増えた事、また高齢者ばかりのメンバーの団体が、学校とかかわることで活気付いてきた事等、コミュニティスクールが地域活性化の有効なツールになっていると担当の方は、話してくれました。本市におきましても、「すべての市立小中学校でコミュニティスクールを導入していく」とのご答弁をいただきましたので、子どもたちや地域に良い変化が現れるような、学校運営協議会を進めて欲しいと考えます。

ご答弁の中で、「校長会や教頭会、教育委員会において視察研修や講習などによる研鑽を重ねた」と話されました。具体的にどこで視察研修を行い、どのような事例を学び、どのような感想を持ったのか、お聞かせください。

本年10月30日に市内小中学校の学校長の名前で、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）についての保護者アンケートが配布されたと聞いています。アンケートと共に文部科学省のホームページから、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）に関する、資料を1枚添付してあったと聞いています。コミュニティスクール（学校運営協議会制度）については、まだまだご存じでない保護者の方も、多くいらっしゃると思います。これだけの情報で保護者の皆様に対してアンケートをお願いしてもどれだけの人が、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）について理解しているのか、私も関心を持っているところです。そこでお尋ねしますが、このアンケートの回答率と、どのようなご意見が保護者の皆様から寄せられているのか、お聞かせください。

また学校の現場の先生方や教育委員会の皆様は、視察研修や講習を受ける機会を得て、コミュニティスクールに対する準備を進められると考えますが、コミュニティスクールを共に運営していく保護者や地域住民の皆様には、コミュニティスクールに関する勉強会などを開催してくれたのでしょうか。もし、まだ開催していないのであれば、開催する予定はあるのでしょうか。お聞かせください。

先月28日に、私は、山梨県総合教育センターにて開催された「令和5年度 地域と学校の連携・協働に係る研修会」に参加してきました。「令和4年度コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰校となった甲州市立菱山小学校の実践発表を聞きました。その研修会では、文部科学省CSマイスターで、

杉並区立天沼小学校学校運営協議会委員の井上尚子先生の講演も聴くことができ、コミュニティスクールに関する知識や実践事例を学ぶことができました。ぜひこういった機会を、本市でも開催していただき、保護者や地域住民の皆様にコミュニティスクール（学校運営協議会制度）への理解を深めていただく場を作ってほしいと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

## 2回目の教育長答弁

伊藤議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、吉田小学校の学校運営協議会では、どのような方がコーディネーターを務めているのかについてであります。現時点でコーディネーターとして委嘱した方はおらず、そのため、企画した実践事例もございません。

次に、校長会等の視察研修についてであります。三鷹市教育委員会、横浜市教育委員会及び横浜市と小金井市の小中学校において、コミュニティスクールの導入や導入後の運営、課題などを中心とした内容について視察させていただきました。視察では、地域の人口や予算規模などの違いがあるなか、地域の実状に合わせたコミュニティスクールの運営に適した人材の発掘・育成と持続可能な組織が共通の課題であることを学び、改めて、本市の実状に合わせた制度を導入すべきと感じたところであります。

次に、保護者に対するアンケート調査の結果についてであります。吉田小学校を除いた10校に子どもを通学させている世帯に対してコミュニティスクールについてのアンケートを実施し、回答率は約1.2パーセントであります。

また、保護者からの御意見といたしましては、コミュニティスクール導入に賛成する御意見とともに、コミュニティスクールを導入することにより教員や保護者の負担が増えることを懸念する声もありました。

次に、コミュニティスクールを共に運営していく保護者や地域住民の方々への勉強会や研修会の開催についてであります。現時点では開催の実績はございません。

なお、伊藤議員御発言の、令和5年度地域と学校の連携・協働に係る研修会につきましては、本市教育委員会の職員や市内小学校の教諭も参加し、県内他市町村の方々

とグループ・ディスカッションや情報交換を行い、大変有意義な研修であったと報告を受けております。

今後、このような勉強会や研修会等の開催につきましては、学校や地域の方々など関係各位と連携を図りながら、適時検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、保護者からの御意見なども踏まえ、学校の主体性と、現在実践している地域と学校との連携を、より深めた形でのコミュニティスクールを導入することが重要であり、地域一体で支える持続可能な富士吉田市の教育を推進してまいります。

以上、答弁といたします。

### 3回目の質問

3回目の質問をさせていただきます。

「吉田小学校の学校運営協議会では、現時点ではコーディネーターとして委嘱した方はおらず、そのため、企画した実践事例もない」とご答弁をいただきました。私は、昨年2月、コミュニティスクールのコーディネーターとして多く任用されている、社会教育士の資格を取得しました。その際に長野県松本市や飯田市、前述しました三鷹市など、多くのコミュニティスクールの実践を学びました。私が知り得たコミュニティスクールの学校運営協議会には、必ずと言っていいほど、コーディネーターは、配置されていました。文部科学省のコミュニティスクールの作り方というホームページを見ても、コミュニティスクールを導入・推進するスケジュール欄に、導入1年目から2年目にかけて、コーディネーターの配置・活用の推進と明記されています。

吉田小学校学校運営協議会の組織図をみますと、学校運営協議会と繋がりのある支援部会に、富士山教育支援部があります。この支援組織には、コーディネーターと記載されています。この組織のメンバーの中にコーディネーターの方がいらっしゃるのではないのですか。また活動内容として富士山学習への協力、授業への協力、体験活動への協力、外国語活動への協力、プログラミング教育等への協力と記載されています。こういったことが、地域と連携したコミュニティスクールの実践事例ではないのですか。見解をお聞かせください。

「山梨県で開催されたコミュニティスクールに関する勉強会や研修会の開催については、学校や地域の方々など、関係各位と連携を図りながら適時検討していく」とご答

弁をいただきました。保護者に対するコミュニティスクールに関するアンケート調査の回答率が、1.2 パーセントであったという現状は、コミュニティスクールについてほとんどの保護者が知らないということでもあります。前述しました、文部科学省のコミュニティスクールを導入・推進するスケジュールの、導入前の準備として、家庭・地域への情報提供や準備委員会の開催が明記されています。

「来年度から、吉田小学校以外の市内小中学校へのコミュニティスクールを導入していく」とご答弁をいただいておりますので、コミュニティスクールに関する勉強会や研修会の開催を一日も早く行っていただくことを切望します。

「コミュニティスクールを導入することにより、教員や保護者の負担を懸念する声がある」という保護者からのご意見があるとご答弁いただきました。これはどこの自治体でも確認されている事象であります。しかし、コミュニティスクール導入により、日々、児童生徒の成長に、保護者や地域の方々が関わり、直接ふれあうことにより、やりがいや充実感を得られるというご意見が多いことも、全国のコミュニティスクールを導入した地域から聞いております。まずは、児童生徒の健全な育みや人間力・社会力向上のために、地域住民・保護者・教職員で協働し、熟議して、コミュニティスクールを進めていくことにより、負担が喜びに変わっていくことを期待しております。

保護者アンケートに記載されておりました、平成30年5月に制定された「富士吉田市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則」について何点かお聞きします。まず「第3条3項に、教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校が所在する地域住民及び対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者の意見を聴くものとする。」と記載されています。本年4月、こども家庭庁が創設されるのと同時に制定された、こども基本法第11条の趣旨からも、保護者ばかりではなく、児童生徒からの意見を聞く機会を設け、その意見を尊重する旨の条文も必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

またこの規則には、協議会の公開や傍聴に関する規定がありません。その対応に関する見解をお聞かせください。

いずれにしても、平成30年5月の制定から5年以上が経過し、児童生徒を取り巻く社会環境も変化しております。この規則においても、適宜改定していく必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

以上、3回目の質問とさせていただきます。



### 3 回目の教育長答弁

伊藤議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、吉田小学校の学校運営協議会内における富士山教育支援部のコーディネーターとは、支援活動の中心的な役割を示す立場を指すものであり、伊藤議員御発言の学校と地域や保護者などとの橋渡し役としてのコーディネーターとは異なるものであることから、実践事例につきましても、該当がございませんと答弁申し上げたところでありますので、改めて御理解いただきますようお願いいたします。

次に、富士吉田市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則についてですが、こども基本法第11条が、「こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために」と規定されておりますので、その趣旨は、しっかりくんでいと認識しております。

また、本市の規則における学校運営協議会の公開や傍聴に関する規定につきましても、学校運営協議会は人格が優れ、熱意であふれた、幅広いジャンルの学校支援者の方々に構成されていることから、透明性や公平性が確保されているものと認識しております。

これらのことから、規則につきましては、今後におきましても子どもを取巻く教育環境の変化を踏まえ、法律との整合性が図られるよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、コミュニティスクールには、理想論にとらわれず、地域の実状を理解し、学校運営に対して本当に必要な支援をしていただける方々の参画、協力が必要不可欠であることを常に意識しながら、持続可能な富士吉田市の教育を推進してまいります。

以上、答弁といたします。

#### 「締めの言葉」

コミュニティスクールの仕組みを導入する新年度まで、時間的余裕は、ありません。

コミュニティスクールに関する準備委員会の設置や、勉強会、研修会の開催など、今後の教育委員会の対応を注視していきながら、議員活動を続けていきたいと考えます。

ご清聴ありがとうございました。